福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊10）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市職員安全衛生規則の一部改正（第41号）…… 1

○福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部改正（第42号）…… 2

○福岡市第３子優遇事業の実施に関する条例施行規則の一部改正（第43号）…… 3

○福岡市民体育館条例施行規則の一部改正（第44号）…… 3

規　　則

福岡市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第41号

福岡市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

福岡市職員安全衛生規則（昭和48年福岡市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の６条を加える。

（化学物質管理者）

第16条の２　労働安全衛生規則第12条の５第１項本文の規定に基づき、本市に化学物質管理者を置く。

２　化学物質管理者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う個所に置くものとする。

（化学物質管理者の職務）

第16条の３　化学物質管理者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項各号に掲げる事項を管理するほか、化学物質の管理に関し必要な事項を行わなければならない。

（化学物質管理者の氏名の周知等）

第16条の４　所属長は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示すること等により関係職員に周知させるとともに、総括安全衛生管理者を経て総務企画局長に速やかに報告しなければならない。

（保護具着用管理責任者）

第16条の５　労働安全衛生規則第12条の６第１項の規定に基づき、本市に保護具着用管理責任者を置く。

２　保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として関係職員に保護具を使用させる個所に置くものとする。

（保護具着用管理責任者の職務）

第16条の６　保護具着用管理責任者は、労働安全衛生規則第12条の６第１項各号に掲げる事項を管理しなければならない。

（保護具着用管理責任者の氏名の周知等）

第16条の７　所属長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示すること等により関係職員に周知させるとともに、総括安全衛生管理者を経て総務企画局長に速やかに報告しなければならない。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第42号

福岡市モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

福岡市モーターボート競走事業会計規則（平成28年福岡市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第33条の２」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２」を加える。

第31条及び第37条第１項中「第33条の２」の次に「において準用する地方自治法第243条の２」を加える。

第43条第１項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4)　宛先

第44条中「前条第１項第５号」を「前条第１項第６号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日において、地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定による委託を受けている者（地方自治法の一部を改正する法律による改正後の地方公営企業法第33条の２において準用する地方自治法第243条の２第１項の規定による指定を受けたものを除く。）に係る当該委託に係る事務の取扱いについては、なお従前の例による。

福岡市第３子優遇事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第43号

福岡市第３子優遇事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市第３子優遇事業の実施に関する条例施行規則（平成17年福岡市規則第201号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「、法第６条の２の２第３項に規定する医療型児童発達支援を行う施設」を削り、「法第６条の２の２第６項」を「法第６条の２の２第５項」に改める。

第３条の２第４項中「4,700円」を「当該月に係る公定価格（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第１条第28号の２に規定する副食費徴収免除加算（保育所に係るものに限る。）の額をいう。第６条第４項において同じ。）」に改める。

第６条第４項中「１月につき4,700円」を「当該月に係る公定価格」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の福岡市第３子優遇事業の実施に関する条例施行規則第３条の２第４項及び第６条第４項の規定は、令和６年４月分の副食費から適用し、同年３月分までの副食費については、なお従前の例による。

福岡市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第44号

福岡市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市民体育館条例施行規則（平成15年福岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中付属施設の部ブリッチャーの項の次に次のように加える。

大　型　電　光　得　点　盤	1　対	2,000

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています